

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

平成14年2月22日

宮城県公安委員会規則第2号

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年宮城県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用カード販売等の開始の届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による利用カード販売等の開始の届出は、同項第1号から第3号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第1号による届出書により行わなければならない。

- (1) 個人にあつては、本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍。以下同じ。）及び生年月日
- (2) 法人にあつては、代表者の本籍及び生年月日並びに代表者以外の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）の氏名、住所、本籍及び生年月日
- (3) 利用カード販売等の形態
- (4) 利用カード販売等に係る識別情報により役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業に係る事務所の名称及び所在地
- (5) 利用カード販売等の業務を管理する者（利用カード販売等を行おうとする者を除く。以下「管理者」という。）の氏名及び住所
- (6) 自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあつては、次に掲げる事項
  - イ 当該自動販売機の所有者の氏名及び住所（当該所有者が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - ロ 当該自動販売機を設置する青少年立入禁止場所の営業所名及びその業種
  - ハ 当該自動販売機を設置する土地又は建物の所有者の氏名及び住所（当該所有者が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (7) 利用カード販売等の開始予定年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、その登記簿謄本及び代表者の住民票の写し
- (3) 管理者の住民票の写し
- (4) 自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあつては、当該自動販売機を設置する土地又は建物の見取図並びに当該土地又は建物の所有者及び使用者が当該自動販売機の設置を承諾したことを証する書面の写し

(利用カード販売等の廃止又は変更の届出)

第3条 条例第4条第2項の規定による届出は、利用カード販売等を廃止した場合にあっては様式第2号、同条第1項各号へ掲げる事項に変更があった場合にあっては様式第3号による届出書により行わなければならない。

(利用カード販売等を行う自動販売機への表示事項等)

第4条 条例第4条第3項第1号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用カード販売等の届出番号及び届出年月日
- (2) 利用カード販売等の電話番号

2 条例第4条第3項第1号の規定による表示は、様式第4号による表示票を当該自動販売機に表示して行わなければならない。

(警察職員の身分を示す証明書)

第5条 条例第10条第3項に規定する警察職員の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

(届出書の提出部数等)

第6条 第2条第1項及び第3条の届出書(以下この条において単に「届出書」という。)の提出部数は、正本及びその写し各1部とする。

2 届出書は、当該届出書に係る利用カード販売等を行う場所(自動販売機により利用カード販売等を行う場合にあっては、当該自動販売機を設置する場所)を管轄する警察署長を経由しなければならない。

3 同時に二以上の届出書を提出しようとする者は、当該届出書がいずれも利用カード販売等の廃止に係るものである場合に限り、前項の規定にかかわらず、一の警察署長に他の警察署長の管轄に係る届出書を提出することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用カード販売等を業として行っている者が条例第4条第1項の規定に基づき届出をしようとする場合の第2条の規定の適用については、同条第1項第7号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。

附 則(平成24年7月6日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年9月27日公安委員会規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲

刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 3 0 日公安委員会規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 2 9 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 利用カード販売等開始届出書

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第4条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号（      ）      局      番

氏名 （ふりがな） （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒（      -      ）  （      ）      局      番		
本籍（国籍）			
生年月日	年      月      日生（      歳）		
利用カード販売等を行う場所	名称 （ふりがな）		
	所在地	〒（      -      ）  （      ）      局      番	
自動販売機設置の場合	機種		製造番号
	場所別区分	1 屋 内                      2 屋 外	
利用カード販売等の形態			
役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業に係る事務所	名称		
	所在地		
	電話番号		
	名称		
	所在地		
	電話番号		







		※届出年月日		※届出番号	
<h3>利用カード販売等変更届出書</h3> <p>青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第4条第2項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ( ) 局 番</p>					
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		-----			
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		〒 ( ) 局 番			
利用カード販売等を行う場所	氏名 (ふりがな)	-----			
	所在地	〒 ( ) 局 番			
変更年月日		年 月 日	自動販売機による販売等	有 ・ 無	
変更事項	新		旧		
変更の事由					
※利用カード販売等開始届出書届出番号					
※所轄警察署		警察署			
備考					
<p>注1 ※印欄には、記載しないこと。</p> <p>2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p> <p>3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 個人に係る変更の場合 住民票の写し</p> <p>(2) 法人に係る変更の場合 その登記簿謄本及び代表者の住民票の写し</p> <p>4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p>					

利用カード自動販売機表示票	
18歳未満の青少年は、利用カードを取得し、又は識別情報の教示を受けることはできません。	
届出番号	
届出年月日	
利用カード販売等 届出者	住所  (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  氏名  (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
届出者の電話番号 (緊急の連絡先)	(            )            -

15cm

15cm

様式第5号（第5条関係）

（表）

4 cm	写真	身 分 証 明 書	第 号
		官 職	
5		氏 名	
	上記の者は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第10条第2項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。		
		年 月 日	
			宮城県公安委員会 印
		8.56 cm	

（裏）

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（抜粋）

第10条 略

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者が利用カード販売等を行う場所に立ち入ることができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 略